明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委二九）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二〇五）　二
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件の一部を改正する件（同二〇六）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務一八三～一八六）　六
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産八）　八
○保安林の指定をする件（農林水産一三七六～一三九八）　一三
○肥料を仮登録した件（同一三九九）　一三
○高速自動車国道に関する件（国土交通七六三）　一三
○道路に関する件（中部地方整備局五九）　一三

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産業
日本工業規格（経済産業省）　一三
国家試験
平成三十一年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　一三

〔公告〕

諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　一三
会社その他

告示

○国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により盲導犬の訓練を目的とする法人として指定した一般財団法人全国盲導犬協会から、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）第四条第一項の規定に基づき、名称の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月二十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

一　一般財団法人全国盲導犬協会の名称
㈠　変更前の名称　一般財団法人全国盲導犬協会
㈡　変更後の名称　一般財団法人いばらき盲導犬協会
二　変更の年月日　平成三十年五月十五日

○総務省告示第二百五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十日

総務大臣　野田　聖子

一　名　称　平成三十年度豪州における実動訓練部隊
二　国外派遣期間　平成三十年六月二十一日から平成三十年七月八日まで
三　派遣人数（概数）　五十人程度
四　派遣地域　オーストラリアニューサウスウェールズ州

○総務省告示第二百六号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定により、政党の要請があったため、同項及び同条第二項の規定により、平成二十八年総務省告示第二百二十二号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件）の一部を次のように改正し、平成三十年六月二十日から施行する。

平成三十年六月二十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国民民主党本部 ［表略］	民進党本部 ［表同上］

備考　表中の「　」の記載は注記である。